



平成23年10月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

## ～出会い系サイトの消費者被害の実際と救済～



出会い系サイトといえば、「未成年者が犯罪に巻き込まれる」「援助交際など乱れた風俗や浮気などの不適切な行為の温床」などの印象が強いかもしれません。

実際にそのような側面はありますが、それとはまた違った実状として「出会い系サイト等の会員制有料サイトの消費者被害」が数多く消費者センターなどに報告されております。

そこで今月のきりばたけ通信は「出会い系サイト等の消費者被害の実際と救済」を特集します。

## 出会い系サイト等とは…

## 占いも悩み相談も出会い系

会員同士の交流を目的とする登録制サイト。男女の出会い、占い、悩み相談など目的は多岐に渡り、占いサイトに登録したら、他の有料サイトに誘導されることもあります。携帯電話・PCでインターネット利用によるものですが、頻繁にやりとりをさせるよう、携帯電話でなければ利用出来ないサイトもあります。

## 出会い系サイト等「被害」とは…

## メールのやりとりだけで100万円の請求？

会員同士のメールのやりとりに1回いくらで料金がかかり、「会いたい」「メールアドレスを交換したい」「お金を援助します」「悩みを聞いて欲しい」など、サイト事業者側のサクラが、会員をサイトに引き止め、高額な利用料を請求されます。インターネットという閉鎖的・個人的な環境の下、クレジットなどの現金が動かない決済の特性などから、被害が高額化する傾向があります。

男女問わず、また、広い年齢層での被害が発生しています。

## でも…

## 誰でも被害者になる危険があります。

「メールを送るだけでお金がかかるということがそもそも怪しいのだから、そんなものを利用する方がおかしい」

「見ず知らずの人がお金をくれるなんてサクラに決まっている」と、被害者に対する厳しい反応もあります。

しかし実際には多くの方が被害に遭って、高額なお金を取られており、誰でも被害者になる危険があります。

インターネットや携帯電話特有の「閉鎖性」「常時性」が強い環境での取引がはじまったのは近年のことで、これまでの取引環境とはまったく異なる条件の下での詐術であり、従来の常識の枠にはまらない心理的要素があります。

従来の価値観に惑わされず、「騙されて高額なお金を取られた」結果、「騙す方が悪い」原則に着目し、被害回復をはかる必要があります。

## 対応方法は？

## 各地域の消費者センターや専門家に相談しましょう

多数の被害の相談をうけ、消費者センターの相談員さんの奮闘やご活躍が報告されております。消費者センターで解決に至らない場合、法律専門家が介入出来ます。対応内容は「事業者に対する契約解除と返金請求」が基本です。交渉ポイントは

- ① サイトの内容を確認し、出会い系サイト規制法、特商法などの業法に照らし合わせ、違法行為がないかを確認
- ② サクラとのやりとりを分析し、利用料の支払いは詐術によるものであったことを主張
- ③ 事業者側のサクラ行為が明瞭に立証可能な場合は、振り込め詐欺救済法による口座凍結を検討
- ④ 利用料決済にクレジットや電子マネーを使用している場合は、その支払い方法の流れを追う。クレジット会社や電子マネー発行会社に対しても、サイト事業者の不適正さを指摘し、加盟店管理責任を問う。

などです。振り込め詐欺と異なり、表向きはサイト事業者として「商売」をするために、資金決済手段でクレジットや電子マネー等を利用しているので、その契約関係を押さえることが重要です。また、悪質な事業者は長く商売をしていないこともあり、素早い対応が要求されます。被害にあっても諦めない対応が、その事業を縮小・撲滅するために必要です。

～教えてきりちゃん！～

## 質問コーナー



Q：ペット可の賃貸物件に住んでいたのですが、退去時にペット臭が残っているからと、消臭・消毒費を請求されました。これって、支払う必要があるのでしょうか？



：「ペット可」とする以上、通常の飼い方をして想定内程度のペット臭が残るのは、通常損耗の範囲内と考えられますが、賃貸借契約書に「ペット飼育の場合、退去時の消臭・消毒費は借主の負担とする」などの特約がある場合は、検討が必要です。このような特約について有効と判断された裁判例もあるので、借主が消臭・消毒費の支払義務を負うかは、特約の有無によっても左右されます。

ただし、賃貸借契約時に貸主が借主から「ペット礼金」を取っていたり、毎月の家賃に上乗せ分があるような場合、このような特約は消費者に不利な特約として、認められない場合もあり得ます。これらの金員は、ペット飼育により発生する損害を賄うことを織り込んで貸主が事前に徴収したものと考えられますので、他にペット飼育による損害（建具に傷を付けた、等）が無ければ、消臭・消毒費は貸主が負担すべきだからです。

したがって、借主に支払い義務があるか否かは、ケースバイケースです。費用負担について貸主との話し合いが困難な場合は、ご相談下さい。

ヘッドラインニュース 平成23年10月6日、北海道の最低賃金が改正されました！（691円→705円）

※ご相談は「労働問題相談センター」までどうぞ（相談専用電話番号011-522-5576 平日9:00~17:00）

ヘッドラインニュース 株式会社SFコーポレーション（旧三和ファイナンス株式会社）破産

平成23年8月26日、(株)SFコーポレーションが破産手続に入りました。これにより、この会社からお金を借りていた人、返済を続けている人に対して、順次手続きに関する通知が送られていきます。貸金業者の破産・再生手続等でご不明な点は、その企業の窓口の他、法律専門家にも問い合わせてみましょう！

司法書士会からの

## お知らせ



### ●女性のための電話法律相談窓口

『なのはな相談センター』を開設します。  
女性司法書士が女性からのご相談をおうけする  
常設の無料電話相談センターを開設します。

開設日 平成23年11月11日から

相談専用電話番号 011-522-5625

相談受付時間 月・水・金 12:00~15:00  
火・木 16:00~19:00

### ●『司法書士による相続遺言教室』を開催します。

日時 平成23年11月12日（土）

10時~11時30分

場所 札幌司法書士会 研修室

（札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル2階）

対象 相続遺言に興味のある一般市民の方

費用 無料

先着20名様のご予約制となっておりますので、  
ご希望の方はお電話でご予約ください。

予約先 札幌司法書士会事務局

（電話番号 011-281-3505）

予約期間 11月9日（水）まで

## 編集後記

近時、依存症についての関心が高い。それだけ、この社会が病んでいるという事なのかもしれない。病んできた原因についてはともかく、依存症については考えさせられることが多い。

自然界では生物は生存するために群れたり単独になったりすることを選択するようである。人間は、群れる動物に分類されている。それは、人間は仲間に依存して生存してゆく動物であるということの意味している。

もしかすると「依存性癖」は本能のなせる業なのかもしれない。

「普通」の人だけが快適に暮らせる社会、勝ち組といわれる階層の人だけがはいれるムラ社会。そこからはじき出された人、入れなかった人、ハンディを持っている人、感受性の豊かすぎる人、壊れやすい心を持った人、もしかするとそんなちょっとした個性のある人を「依存症」という病名をつけて、社会から隔離をして、ますます深い闇に追い込んでいくのではないだろうか。

もちろん依存症の種類程度によっては、専門的な治療やケアが必要である。しかし、依存症と分類して隔離してしまう前に、手を取り、話し合い、身を寄せ、肩を抱きあうことができれば、多くの人がある笑顔を取り戻すことができるかもしれないと思っている。（星野次郎）